

役員及び評議員の報酬等に関する規程

（目的及び意義）

第1条 この規程は、社会福祉法人林愛会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- （2）常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- （3）非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- （4）報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- （5）費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第3条 役員等に対しては、別表に定める報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては支給しない。

（費用）

第4条 役員等が理事会、評議員会に出席する場合及び出張する場合等は、別に定める旅費規定に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（公表）

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（補則）

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

（改廃）

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、平成31年2月27日より施行する。

この規程は、令和7年6月28日より施行する。

別表

(1) 評議員

	日 額
評議員会への出席	20,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	15,000円

※ただし、一人あたり年度の総額が100,000円を限度とする。

(2) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	15,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	15,000円

(3) 監事

	日 額
監事監査等への出席	15,000円
理事会・評議員会等会議への出席	15,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	15,000円